

宝塚市社会福祉大会における表彰等取扱要領

この要領は、宝塚市社会福祉大会における社会福祉活動の推進に貢献した個人・団体に対しての理事長表彰・理事長感謝の選考要領を定めるものとする。

1. 理事長表彰

(1) 地域福祉活動功労者

原則として10年以上にわたり、地域に密着した福祉活動やボランティア活動を実施し、地域福祉の向上に貢献され、他の模範となる団体、または7年以上活動された個人。

(2) 障害者福祉功労者

原則として10年以上にわたり、障害者福祉の向上に貢献され、他の模範となる団体、または7年以上活動された個人。

(3) 児童福祉功労者

原則として5年以上にわたり、児童福祉の向上に貢献され、他の模範となる団体または個人。

(4) 永年勤続民生児童委員

勤続 18年に達した委員

2. 理事長感謝

(1) 優良民生児童委員

勤続 9年に達した委員

(2) 社会貢献者

① 社協会員募集運動・日赤会員募集運動・共同募金運動・愛の持ち寄り運動等、または長期にわたり継続的に金品の寄付を行うなどで、民間福祉の増進に特に顕著な協力援助のあった団体または個人

② 地域に密着した福祉活動に参画・協力し、民間福祉の増進に特に顕著な協力援助のあった企業・事業所等の団体または個人

(3) 優良市民後見人

通算して5年以上後見活動を行っている市民後見人

(4) 多額寄付者

社会福祉協議会の事業に多額（個人 50万円、団体 100万円以上の金品）の寄付をした者。

3. 表彰者選考委員会

(1) 表彰者を選考するために社会福祉大会表彰者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(2) 委員会は、理事長、副理事長及び担当理事で構成し、委員長には理事長をもって充てる。

4. その他

(1) この他、理事長が特に必要と認める表彰・感謝については、その都度協議して選考する。

(2) 過去において、同種の事項で表彰・感謝を受けた者は除く。但し2-(4)の多額寄付者については、この限りでない。

(3) 理事長表彰は、1団体からの推薦を1件（1団体または1個人）までとする。自薦は除く。

(4) 以前、理事長表彰を受けた団体・個人が、別の理事長表彰の部門で推薦・表彰を受ける場合は、以前の表彰から10年（個人は5年）経過した後とする。但し1-(4)の永年勤続民生児童委員については、この限りでない。

(5) 職員（社員）としての業務活動は表彰・感謝の対象とならない。